

一 般 演 題 抄 錄

20. 過去30年間に大阪府内で発生した 土中死体隠蔽事件について

杉山 静征 異 信二 野田 裕司
山口 眞由 吉村 昌雄

近畿大学医学部法医学教室

昨今、色々と新聞を賑わせておる警察庁指定120号「愛犬家連続失跡・殺人事件」のように、死体隠蔽事件は、完全犯罪を目論み、徹底した証拠隠蔽を計るもので、凶悪、かつ悪質で計画的な犯罪である。そこで、過去30年間に大阪府内で発生した死体隠蔽事件につき、法医学および犯罪鑑識の観点から、それらの概要をまとめました。

過去30年間に大阪府内で発生した死体隠蔽事件は、24件であり、死体隠蔽体数は29体である。被疑者が供述した殺害方法は、絞殺によるものが11体、殴打の上、絞殺というものが4体と、死体隠蔽事件の半数は、絞殺により被害者を殺害しておる。次いで、撲殺の5体である。事件発生から死体発覚までの期間については、1年以内に発覚したものが22体で、ほとんどのものが、事件発生後1年以内に死体は発覚されている。最も早く死体が発覚したものは、事件発生後11日目に死体が発覚されており、最も遅いものは、8ヶ年も経過して、死体が発覚されておる。被疑者と被害者との関係については、約1/3が取引関係のトラブルから事件に進展しており、不詳は1件であり、これは被害者の身元も判明していない未解決の事件である。過去30年間に大阪府内で発生した死体隠蔽事件のうち、未解決の事件は、1件のみである。死体隠蔽場所は、自動車社会を反映して、殺害現場よ

り遠く離れた場所に死体が隠蔽されているものが多く、10~15 km 離れたところというものが11体、50 km 以上離れた場所に隠蔽されたものが4体、そのうち、最も遠い場所に隠蔽されたものは、殺害現場より約265 km も離れた山中に隠蔽されており、最も近い距離に隠蔽されたものは、殺害現場である自宅床下に隠蔽したものである。死体の運搬方法は、自動車により死体を隠蔽場所にまで運んだというものが20体、殺害現場に適当な隠蔽場所がなく、死体を遠く離れた山中にまで運んだものと思われる。死体解剖により判明した死因については、不詳というものが13体と多く、これは、死体が隠蔽により、また、発覚までの期間が長く、高度腐敗または白骨化ないしはミイラ化したために、解剖によっても死因を究明することが、できなかつたためである。供述による殺害方法のうち、絞・扼殺などの窒息死例は21例であるが、そのうち10例のみが解剖によって、窒息と判断された。また、撲殺5例のうち、4例に脳挫傷が認められた。死体隠蔽事件は24体であるが、そのうち1件については、主犯格2名を共同正犯として25名の者が処分されている。公判中死亡の3名を除き、懲役10年以上、無期懲役および死刑が計14名で、係争中のもの5名、未解決が1名である。